

4章. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

中心市街地は、東西方向にJR山陽本線及び山陽新幹線と国道2号という交通幹線軸があり、南北方向の交通幹線軸として、JR三原駅前から三原内港に至る道路の他、東に県道尾道三原線、西に県道三原東城線がある。

なお、国道2号は、東側は尾道バイパス、西側は三原バイパスがあり、令和3(2021)年3月に両バイパスを接続する木原道路が開通したことで、渋滞緩和や災害時の交通インフラ確保、他市間移動時間の短縮などの効果が期待されている。

また、中心市街地には平成29(2017)年に築城450周年を迎えた三原城跡を中心に、天主台濠、天主台跡、船入櫓跡、中門跡は市街地に分散しているほか、城下町としての名残を残す地区では寺社仏閣なども多数存在する。くわえて、図書館、商業施設、ビジネスホテルなどの複合施設(キオラスクエア)をはじめ、三原内港や大型ショッピングセンターなども中心市街地に位置することから、回遊動線の整備と誘導が必要である。

なお、中心市街地活性化のために、ハード整備以外にも、キオラスクエアや三原内港でのイベントや催事などのソフト事業の実施や、商店街支援による経済活力の向上により魅力を高める必要がある。

(2) 市街地の整備改善のための事業の必要性

このような現状から、中心市街地の活性化に向けて、市街地の面的な機能の向上や賑わいづくりなどを図るため、市街地の整備改善事業として、三原内港再生事業、道路改良事業、本町西国街道地区まちなみづくり事業などを実施し、集しやすい中心市街地と回遊性を確保するための整備を行うことにより、快適な歩行者回遊空間・居住環境の整備、賑わい・交流空間の整備など、一体的な事業の推進を図ることが必要である。

(3) フォローアップの考え方

毎年度、基本計画に位置付けた事業の進捗調査を行い、必要に応じて、事業の促進などの改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定に連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】本町西国街道地区まちなみづくり事業

【事業実施時期】	令和3年度～令和9年度		
【実施主体】	三原市及び西国街道本町地区まちなみづくり協議会		
【事業内容】	令和3年8月に策定した西国街道・本町地区まちなみづくりガイドラインに基づき、建築物等の外観の修景費用を助成するとともに、道路美装化や電線地中化を進める。		
【活性化を実現するための位置付け及び必要性】			
【目標】	賑わいの創出、商業の活性化、まちなか居住の推進		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（平日・休日）、商店街の空き店舗数、居住人口割合（補完指標）		
【活性化に資する理由】	市民との協働により魅力ある、暮らしやすいまちなみを形成し、来街者の増加、まちなか居住の推進につなげるため。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金〔街なみ環境整備事業〕		
【支援措置実施時期】	令和3年度～令和7年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 街路本町古浜線 4 工区道路改良事業

【事業実施時期】	平成 21 年度～令和 6 年度		
【実施主体】	三原市		
【事業内容】	三原城跡周辺道路の拡幅と歩道整備により、通学路の安全確保や安心・快適な歩行者空間を創出する。 道路改良 L=150m, W=16m, 一部道路照明又は街路灯設置		
【活性化を実現するための位置付け及び必要性】			
【目標】	賑わいの創出, まちなか居住の推進		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量(平日・休日), 居住人口割合(補完指標)		
【活性化に資する理由】	歩いて楽しい, 暮らしやすいまちを形成することで, まちなか居住の推進, 来街者の増加, 集客力及び回遊性の向上につなげるため。		
【支援措置名】	交通安全対策補助(通学路緊急対策)		
【支援措置実施時期】	平成 21 年度～令和 6 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 通学路交通安全事業

【事業実施時期】	令和 5 年度～令和 9 年度		
【実施主体】	三原市		
【事業内容】	平成 26 年 4 月に策定した「通学路安全プログラム」に基づき, 市内小・中学校における通学路の交通安全対策が必要な箇所について, 交通安全施設等の整備を行う。		
【活性化を実現するための位置付け及び必要性】			
【目標】	賑わいの創出, まちなか居住の推進		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量(平日・休日), 居住人口割合(補完指標)		
【活性化に資する理由】	安全, 快適な歩行者空間を創出することで, 暮らしやすいまちを形成し, 来街者の増加, まちなか居住の推進につなげるため。		
【支援措置名】	防災・安全交付金(道路事業)		
【支援措置実施時期】	令和 5 年度～令和 9 年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】道路構造物修繕事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和6年度		
【実施主体】	三原市		
【事業内容】	点検により道路構造物の変状を把握し、措置が必要な施設は計画的に修繕工事を進める。		
【活性化を実現するための位置付け及び必要性】			
【目標】	賑わいの創出、まちなか居住の推進		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（平日・休日）、居住人口割合（補完指標）		
【活性化に資する理由】	安全、快適な歩行者空間を創出することで、暮らしやすいまちを形成し、来街者の増加、まちなか居住の推進につなげるため。		
【支援措置名】	防災・安全交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和6年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】三原城跡周辺整備事業（船入櫓）

【事業実施時期】	令和4年度～令和8年度		
【実施主体】	三原市		
【事業内容】	市街地に点在している三原城の遺構の一つである船入櫓跡の石垣を三次元レーザーで測量し、石垣カルテ作成、石垣動態調査を行い、石垣の修復を行う。		
【活性化を実現するための位置付け及び必要性】			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（平日・休日）		
【活性化に資する理由】	遺構の魅力向上による観光や地域活性化により、来街者の増加、集客力及び回遊性の向上につなげるため。		
【支援措置名】	「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業（石垣等調査）」		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和8年度	【支援主体】	文化庁
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 広島型ランドバンク事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	広島県、三原市、西国街道本町地区まちづくり協議会、㈱まちづくり三原及び民間事業者		
【事業内容】	空き家や空き地の未利用ストックについて、接道状況や土地形状の改善を図る。		
【活性化を実現するための位置付け及び必要性】			
【目標】	まちなか居住の推進		
【目標指標】	居住人口割合（補完指標）		
【活性化に資する理由】	市場性のある未利用ストックを生み出し、良好な居住環境を整備することで、まちなか居住の推進につなげるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 三原内港接続性向上事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和9年度		
【実施主体】	三原市		
【事業内容】	JR 三原駅と三原内港との接続性向上に向けて、三原栈橋前交差点の横断秒数の延長、同交差点東側の横断歩道新設、三原駅前通り交差点城町地下道照明のLED化などの対応策を検討する。		
【活性化を実現するための位置付け及び必要性】			
【目標】	賑わいの創出		
【目標指標】	歩行者・自転車通行量（平日・休日）		
【活性化に資する理由】	JR 三原駅周辺から港への接続性を向上させ、来街者の増加、集客力及び回遊性の向上につなげるため。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			